法務省訟務局

任期付職員（弁護士）の募集について
（福岡法務局・令和９年４月採用）

法務省訟務局では、以下の職員を募集しています。

１　採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(任期付職員法)に基づき、同法第３条第１項所定の特定任期付職員（常勤の国家公務員）として弁護士を採用します。

２　募集人員

若干名

３　雇用期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの２年を予定（５年を限度として期間の更新もあり得ます。）

４　対象者

弁護士として訴訟実務経験のある者

ただし、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

⑴　日本国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・　懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑶　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

５　勤務先

福岡法務局訟務部（福岡市中央区舞鶴三丁目５番２５号）

なお、任期中に転勤や異動はありません。

６　勤務日・勤務時間

原則として、８時３０分～１７時１５分（週５日　土日祝日を除く）

７　担当事務

福岡法務局訟務部の部付として､以下の業務等を担当していただきます。

⑴　国が当事者となる訴訟事件等

⑵　各省庁等における行政施策等について訴訟リスクを踏まえた法的な支援等

８　給与等

⑴　俸給・手当

任期付職員法第７条第１項所定の俸給表により、相当の給与を決定します。

また､同法及び一般職の職員の給与に関する法律に基づき､地域手当､通勤手当、期末手当等を支給します。

なお､退職時に国家公務員退職手当法に基づき退職手当を支給します。

⑵　休暇等
　人事院規則に基づき、各種有給及び無給休暇等が取得可能です。
⑶　健康保険・厚生年金保険
　採用日から法務省共済組合に加入し、共済組合の短期給付及び長期給付が適用されます（健康保険及び厚生年金保険には加入しない。）。
⑷　雇用保険
　採用日から国家公務員退職手当法が適用され、退職手当を支給します（雇用保険には加入しない。）。
⑸　労災保険
　採用日から国家公務員災害補償法が適用され、通勤災害等があれば災害補償費を支給します（労災保険には加入しない。）。

9　応募方法等
　履歴書及び職務経歴書（職務経歴を具体的に記載）を、下記14宛てに、下記10の応募締切日までにＥメール又は郵便により送付してください。
　当局が募集する任期付職員について、同時に複数の応募をする場合は、その旨を明記して１件の書類送付で応募することができます。
　なお、採用が決定した後に、最高裁判所発出の司法修習終了証明書、日本弁護士連合会発出の弁護士名簿登録証明書などが必要となります。

10　応募締切日
　令和８年１２月２５日（金）
　※　応募者多数の場合は、応募期間中であっても、応募受付を終了することがあります。

11　選考方法
⑴　１次選考
　書類選考（１次選考不合格者に対しては、書面でその旨通知します。あわせて、提出いただいた履歴書及び職務経歴書を返却いたします。）
⑵　２次選考
　面接選考（１次選考合格者に対して連絡の上、面接を実施します。）

12　面接予定日
　書類選考を実施した後、随時、行います。

13　面接場所
　原則として、ウェブ会議システム（Microsoft Teams）による面接を行います。

14　連絡先
　〒１００－８９７７
　東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
　法務省訟務局訟務企画課庶務係　上村　健二
　電　話　03-3580-4111（内線2644）
　メール　k-uemura2ud@moj.go.jp

15　業務説明会
　希望者には、随時、業務説明会を実施させていただきます。希望される方は、上記連絡先まで御連絡をお願いします。

16　その他
　応募により取得した個人情報は、本採用手続の事務目的以外に利用することはありません。
　また、応募の秘密は、厳守します。